

諮詢日：令和7年4月21日（令和7年度（情）諮詢第26号）

答申日：令和7年11月18日（令和7年度（情）答申第72号）

件名：仙台地方裁判所における職員配置票及び座席表の一部不開示の判断に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「仙台地方裁判所本庁に係る職員配置票及び座席表（最新版）」の開示の申出に対し、仙台地方裁判所長が、別紙記載1から3までの各文書を対象文書として特定し、その抜粋部分に係る情報の一部を不開示とした判断（以下「原判断1」という。）及び別紙記載4から6までの各文書を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断2」という。）は、いずれも妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、仙台地方裁判所長が令和7年2月20日付で原判断1及び2を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

不開示部分の不開示事由該当性に疑義がある。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

#### 1 別紙記載1の文書（以下「電話番号表」という。）について

電話番号表には、仙台地方裁判所本庁に所属する職員の所属、職名、氏名等が記載されており、これらの情報は、職員ごとに一体として個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号）に相当する。仙台地方裁判所は、このうち国立印刷局編「職員録」（以下「職

員録」という。)に掲載されている情報については、法5条1号ただし書イに相当することから開示したが、その余の情報については、同号ただし書イからハまでに該当する事情が認められないことから不開示としたもので、かかる判断は相当である。

## 2 別紙記載2から6までの各文書(以下「配置図」という。)について

配置図は、いずれも仙台地方裁判所本庁に所属する職員の執務時の着席位置等を示した図面であるが、配置図の不開示部分には、各執務室等の位置、形状、規模及び配席に関する情報(以下「配席等情報」という。)の他、電話番号、ファクシミリ番号、内線番号、部屋の場所等が記載されている。

このうち、配席等情報は、裁判所が行う業務の内容等を踏まえれば、配席等情報を公にすると、裁判所の事務を停滞させる目的・態様での執務室への来訪がされる事態を招く可能性を排除できること等、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、不開示とした電話番号、ファクシミリ番号及び内線番号は、いずれも外部に公表していないものであり、これらの情報が公になると、職務に關係のない問合せやファクシミリ送信によって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。その他、不開示とした部屋の場所等は、一般の来庁者の出入りが想定されておらず、セキュリティの確保が要請される場所であり、これを公にすることにより庁舎管理事務又は警備事務に支障を及ぼすおそれがあるから、いずれも法5条6号に定める不開示情報に相当する。

したがって、これらを不開示とした原判断は相当である。

## 3 苦情申出人は、不開示部分の不開示事由該当性に疑義がある旨主張するが、原判断において不開示とした部分が不開示情報に相当する理由は、上記のとおりである。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年4月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月7日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 電話番号表について

電話番号表を見分した結果によれば、電話番号表には、仙台地方裁判所本庁に所属する職員の所属、職名、氏名等が記載されている。これらの情報は、職員ごとに一体となる個人識別情報（法5条1号）であると認められる。そして、最高裁判所事務総長は、これらの情報のうち、職員録に掲載されている情報は同号ただし書イに該当するから開示したが、その余の本件不開示部分の情報は同号ただし書イに該当しない旨説明する。

(1) そこで検討すると、職員録が一般に広く販売されている事実に照らせば、個人識別情報のうち、その氏名が職員録に掲載されている職員（以下「掲載職員」という。）の氏名部分は、同号ただし書イに相当するといえる。また、掲載職員の職名又は所属する部署名等（職名から認定可能な場合を含む。）も、職員録に掲載されている場合には、掲載されている限りで、同号ただし書イにより開示すべきである。一方で、掲載職員の個人識別情報のうち、職員録に掲載されていない情報については、基本的には同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められず、同号により不開示とするのが相当である。

（令和7年度（情）答申第37号参照）

他方、職員ごとに一体となる個人識別情報のうち、その氏名が職員録に掲載されていない職員については、その他の方法で氏名が公表されている事実も認められない以上、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められず、氏名部分を不開示とするのが相当である。この場合、氏名以外の部分については、取扱要綱記第3の2に基づき、公にしても権利利益を侵害するお

それがないと認められる部分に限り開示するのが相当である。

(2) これを本件について見ると、電話番号表において不開示とされているいづれの部分にも、職員録に掲載されている職員の氏名等は記載されていない。また、電話番号表において不開示とされている氏名以外の部分について、公にしても権利利益を侵害するおそれがないと認められる部分はない。したがって、電話番号表の不開示部分はすべて、前記のとおり法5条1号の個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められないため、不開示とするのが相当である。

## 2 配置図について

配置図を見分した結果によれば、いずれの配置図も、仙台地方裁判所本庁に所属する職員の執務時の着席位置等を示した図面であり、配置図の不開示部分には、配席等情報、電話番号、ファクシミリ番号、内線番号、部屋の場所等が記載されていることが認められる。

このうち、配席等情報は、裁判所が行う業務の内容等を踏まえれば、これを公にすることによって、裁判所の事務を停滞させる目的・態様での執務室への来訪がされる事態を招く可能性を排除できること等、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、配置図の不開示部分に記載された電話番号、ファクシミリ番号及び内線番号は、いずれも外部に公表されていないものと認められ、これらの情報が公になると、職務に関係のない問合せやファクシミリ送信によって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

その他、配置図の不開示部分に記載された部屋の場所等は、一般の来庁者が自由に出入りできず、セキュリティの確保が要請されているものと認められ、これらの情報を公にすることにより、庁舎管理事務又は警備事務に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、配置図の不開示部分に記載された情報は、いずれも法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。（令和6年度（情）答申第25号参照）

3 以上のとおり、原判断1及び2については、電話番号表の不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当し、配置図の不開示部分は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるのでいずれも妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

- 1 仙台地方裁判所庁内電話番号表
- 2 仙台地方裁判所刑事部配置図
- 3 仙台高等裁判所事務局総務課・人事課職員配置図（令和6年8月1日現在）
- 4 職員配置図（令和6年10月1日現在）
- 5 地家裁会計課職員配置図
- 6 民事部職員配置図